

事務事業チェックシート

事務事業No 274 事業名 成年後見制度利用支援事業

[事業基本情報]

分野別目標	2	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち
政策	2	高齢者・障害者支援の充実
施策	1	高齢者の生活の充実
基本方針	4	高齢者の権利擁護の推進

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費
	その他		
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務
	その他		
会計・予算区分	会計	介護保険事業特別会計	
	款	地域支援事業費	
	項	包括的支援事業・任意事業費	
	目	任意事業費	
	大事業	任意事業	
事項	成年後見制度利用支援事業		

事業種別	継続	主な事務事業
事業期間	H13	～
事業実施の根拠法令		
関連個別計画		
担当課・担当課長 (Tel)	高齢者・地域福祉課	佐々木 忍 435-1063
関連課		

「3つの約束・44の約束」との関連性

3つの約束	産業を元気に	まちを元気に	人を元気に	非該当
			○	
44の約束				○

1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的（「誰・何」をどういう状態にする」ための事業か）	事業内容				
	65歳以上で身寄りのない重度の認知症高齢者等に対する職権による成年後見申立手続きの実施。	財産管理や身上監護において、後見人等による支援を必要とするが、審判の申し立てを行う親族がいない場合等、市が後見等の申立を行う。				
実施内容		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		判断能力が不十分のため、後見人等による支援を必要とする身寄りのない認知症高齢者の審判の申立を行う。	判断能力が不十分のため、後見人等による支援を必要とする身寄りのない認知症高齢者の審判の申立を行う。	判断能力が不十分のため、後見人等による支援を必要とする身寄りのない認知症高齢者の審判の申立を行う。	判断能力が不十分のため、後見人等による支援を必要とする身寄りのない認知症高齢者の審判の申立を行う。	判断能力が不十分のため、後見人等による支援を必要とする身寄りのない認知症高齢者の審判の申立を行う。

2 事業コスト

事業費等 千円		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	計画	決算	
	事業費	4,799	2,809	5,508	4,041	5,508		5,508		5,508		
	伸び率 (%)	-	-	14.8%		0.0%		0.0%		0.0%		
	人件費	常勤職員	5,310	9,504	9,504	10,445	9,504		9,504		9,504	
		非常勤職員	0	0								
		小計	5,310	9,504		10,445						
	国庫支出金	1,895	1,032	2,175	1,416	2,175		2,175		2,175		
	県支出金	947	516	1,087	708	1,087		1,087		1,087		
	市債											
	その他	1,007	589	1,159	848	1,159		1,159		1,159		
	一般財源(税等)	950	672	1,087	1,071	1,087		1,087		1,087		
	所要人数	常勤職員	0.70	1.27		1.37						
		非常勤職員	0.00	0.00		0.00						
主な予算内訳	成年後見制度利用支援事業に係る後見人等報酬、手数料(申立手数料、登記手数料、鑑定費用)、通信運搬費											

3 目標及び実績

活動指標	指標名及び達成状況				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	相談件数	年度目標値							
		実績値			97	76			
	単位	人	全体目標値						
			全体目標達成度						
	単位	人	年度目標値						
実績値									
単位	人	年度別達成度							
		全体目標達成度							
成果指標	申立件数	年度目標値			40	40	40	40	40
		実績値			15	19			
	単位	件	年度別達成度			37.5%	47.5%		
			全体目標達成度						
	単位	件	年度目標値						
			実績値						
単位	件	年度別達成度							
		全体目標達成度							

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	○ 達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	認知症高齢者等が地域において安心して自立した生活を送るためには、成年後見制度を中心とする権利擁護支援が必要である。今後も事業を維持継続していきたい。
「見直し」 「改善」案	